

第2 栃木県議会議員の皆様へのご質問

1 前記のとおり、栃木県は、前記訴訟において、「栃木県廃棄物処理に関する指導要綱」は、県が廃棄物処理に関する行政指導を行う際の準則であり、飽くまでも行政内部の指針に過ぎないものであると主張しましたが、皆様の同要綱に関するご理解は、この県の主張と同じでしたか？

ア 同じである。 ① 違う。

2 (前記1でイと回答された方に対して)県は、「指導要綱が行政の内部指針に過ぎないものである」という主張しましたが、あなたはどのように考えていましたか？また、県がこのような主張をしたことについて、どのように考えますか？

理論上「要綱」には法的効力がないと整理されているが、県は長年にわたり、指導要綱の遵守と事前協議の手続きを求めてきた実態がある。マニュアルとして効果を発揮し県民に認知されてきた事実は否定できない。これまで事前協議の手続きを経ずに廃掃法の設置許可を取得し操業した事例はほぼないと聞く。県の主張は、廃棄物処理行政への信頼を搖るがしかねない。

3 「指導要綱が行政の内部指針に過ぎないものである」という現状があるとした場合、このような状況について、どのようにお考えですか？

ア 現状のままでいい ① 改善の必要がある

4 (前記3でイと回答された方に対して)それでは、今後、どのような改善を行っていくことが望ましいと考えられますか？

ご回答 条例化がのぞましい。

5 栃木県は、令和5年10月24日の、「宇都宮地裁の判決を破棄し、同地裁に差し戻す」、という東京高裁の判決に対し、最高裁に上告をしましたが、このような栃木県の態度について、どのようにお考えですか？

ア 賛成である ① 反対である。

その理由をお書きください

県は、高裁判決が有害物質が排出された場合に著しい被害を受けるとして一部住民の訴えを認めたこと、地裁判決が知事に提出された同意書が偽造されたと認めたことを重く受け止め、不正を許さない立場に立って判断すべき。

6 その他、この廃棄物行政や、指導要綱の抱える問題について、お考えになつてていることがありましたら、ご自由にお書きください。

ご意見 廃棄物処分場の設置は、長期的に地域の環境、安全、住民生活に影響をおよぼすことから住民との合意形成が何より重要。現指導要綱の遵守はもとより、立地基準や関係住民の範囲などさらに見直しが必要。

住所 〒

宇都宮市
栃木県

氏名 野村せつ子

電話番号